

与論町再犯防止推進計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

鹿児島県与論町

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画に基づく再犯防止施策の対象者	
第2章 再犯防止を取り巻く状況	2
1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	
2 新受刑者中の再入所者及び再入所率	
3 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率	
4 県内の刑法犯認知・検挙件数	
5 本町の犯罪発生実態	
第3章 重点課題・成果指標	4
1 重点課題	
2 成果指標	
第4章 取組内容	5
1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	5
(1) 就労の確保等	5
① 現状認識と課題等	
② 具体的な取組	
ア 就職や職場定着に向けた相談・支援等の充実	
イ 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓及びその活動に対する支援の充実	
ウ 町による犯罪をした者等の雇用	
エ 関係機関・団体との連携強化	
(2) 住居の確保等	7
① 現状認識と課題等	
② 具体的な取組	
ア 公営住宅への入居の促進	
イ 賃貸住宅への入居の促進	
ウ 住居支援	
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	8
(1) 高齢者又は障害者等への支援等	8
① 現状認識と課題等	
② 具体的な取組	
ア 保健医療・福祉サービスの提供	
イ 関係機関・団体との連携の強化	
ウ 他の行政計画策定（改定）時の対応	
(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等	10
① 現状認識と課題等	

② 具体的な取組	
ア 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組	
イ 関係機関との連携	
ウ 薬物事犯者の家族に対する支援	
エ 民間団体への支援	
オ 薬物依存に関する適切な広報・啓発	
3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	1 2
(1) 現状認識と課題等	
(2) 具体的な取組	
① 児童生徒の非行の未然防止等	
② 学校と連携した立ち直り支援	
③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援	
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	1 4
(1) 現状認識と課題等	
(2) 具体的な取組	
① 少年・若年者に対する支援等	
② 女性の抱える困難に応じた支援等	
③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等	
5 民間協力者の活動の促進等のための取組	1 5
(1) 現状認識と課題等	
(2) 具体的な取組	
① 民間ボランティアの確保	
② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実	
③ 民間協力者に対する表彰	
6 地域による包摂を推進するための取組	1 7
(1) 現状認識と課題等	
(2) 国と地方公共団体の役割	
① 国と地方公共団体の役割分担に基づく再犯の防止等に向けた取組の推進	
ア 国の役割	
イ 都道府県の役割	
ウ 市区町村の役割	
(3) 具体的な取組	
① 再犯防止を推進するための協議会等の設置	
② 地域の関係機関・団体に対する情報提供等	
7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	1 9
(1) 現状認識と課題等	
(2) 具体的な取組	
① 再犯防止施策の効果検証	
② 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	

第5章 推進体制	20
1 推進体制図	
2 与論町再犯防止推進協議会設置要綱（案）	
3 与論町再犯防止個別検討会議設置要綱（案）	
＜資料編＞	25
1 与論町再犯防止推進計画策定委員会設置要綱	25
2 成人による刑事事件の流れ	27
3 非行少年に関する手続の流れ	29
4 用語の説明	31
5 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）	37

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）を策定する努力義務が課されました。

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、し癪、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。取り分け、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割が極めて重要であります。平成29年12月に策定された国の第一次の再犯防止推進計画（以下「一次計画」という。）に引き続き、令和5年3月に策定された第二次再犯防止推進計画（以下「二次計画」という。）においても、その旨が記載されております。

こうしたことから、本町においても、犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりに寄与するために「与論町再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

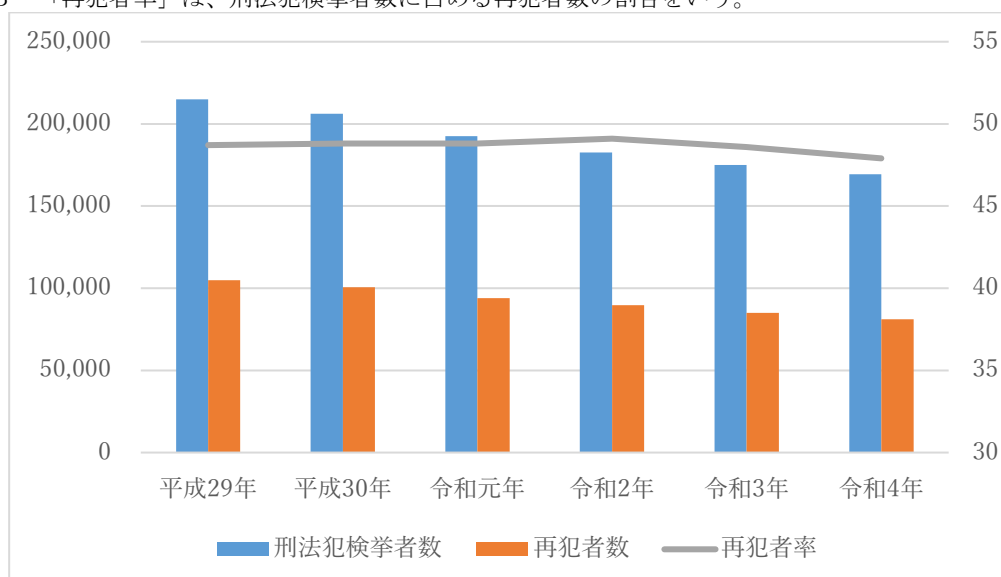
1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年 次	刑法犯検挙者数 国値(鹿児島県値)		
		再犯者数	再犯者率
平成 29 年	215,003 (1,935)	104,774 (947)	48.7 (48.9)
平成 30 年	206,094 (1,722)	100,601 (881)	48.8 (51.2)
令和元年	192,607 (1,712)	93,967 (845)	48.8 (49.4)
令和 2 年	182,582 (1,657)	89,667 (851)	49.1 (51.4)
令和 3 年	175,041 (1,618)	85,032 (784)	48.6 (48.5)
令和 4 年	169,409 (1,614)	81,183 (794)	47.9 (49.2)

注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。



2 新受刑者中の再入所者及び再入所率

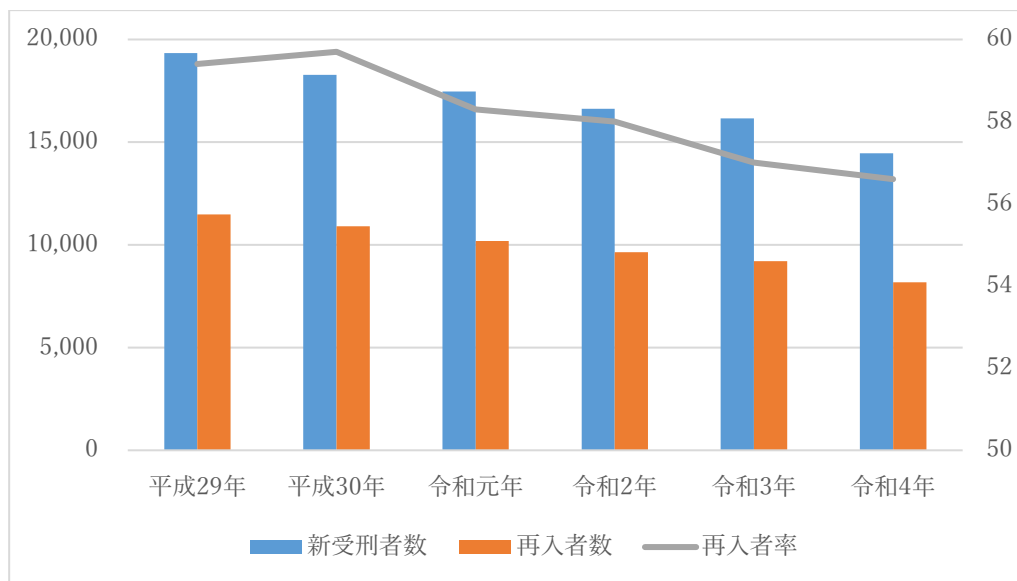
年 次	新受刑者数 国値(鹿児島県値)		
		再入者数	再入者率
平成 29 年	19,336 (159)	11,476 (91)	59.4 (57.2)
平成 30 年	18,272 (125)	10,902 (68)	59.7 (54.4)
令和元年	17,464 (119)	10,187 (71)	58.3 (59.7)
令和 2 年	16,620 (117)	9,640 (62)	58.0 (53.0)
令和 3 年	16,152 (84)	9,203 (43)	57.0 (51.2)
令和 4 年	14,460 (87)	8,180 (53)	56.6 (60.9)

注 1 法務省・矯正統計年報による。

2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者をいう。

3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

4 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。



3 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

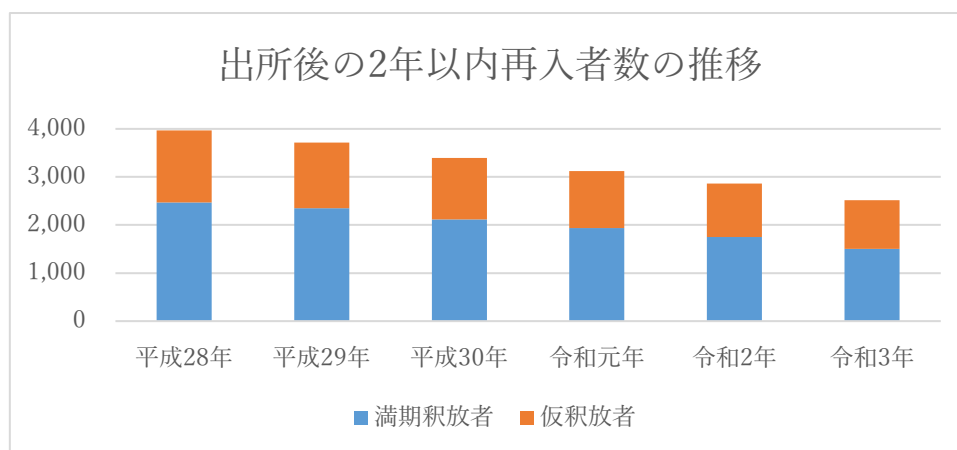
年次 (出所年)	出所受刑者数	2年以内再入者数 (%)		うち満期 釈放者 (%)	うち仮釈 放者 (%)
		うち満期 釈放者	うち仮釈 放者		
平成28年	22,909	9,649	13,260	3,971(17.3)	2,470(25.6)
平成29年	21,998	9,238	12,760	3,712(16.9)	2,348(25.4)
平成30年	21,032	8,733	12,299	3,396(16.1)	2,114(24.2)
令和元年	19,953	8,313	11,640	3,125(15.7)	1,936(23.3)
令和2年	18,923	7,728	11,195	2,863(15.1)	1,749(22.6)
令和3年	17,793	6,963	10,830	2,515(14.1)	1,504(21.6)

注 1 法務省・矯正統計年報による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。

3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目とし、2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員をいう。

4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。



4 県内の刑法犯認知・検挙件数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	認知件数	5,776	5,113	4,641	5,113
	検挙件数	2,963	2,466	2,498	2,325
凶悪犯	認知件数	36	35	37	39
	検挙件数	35	34	34	34
粗暴犯	認知件数	430	415	362	376
	検挙件数	372	390	343	316
窃盗犯	認知件数	4,184	3,505	3,201	3,414
	検挙件数	2,174	1,646	1,730	1,529
知能犯	認知件数	151	182	149	278
	検挙件数	101	92	99	129
風俗犯	認知件数	64	73	53	69
	検挙件数	59	62	50	55
その他の刑法犯	認知件数	911	903	839	937
	検挙件数	222	242	242	262

(鹿児島県警察ホームページより)

5 本町の犯罪発生実態

	認知件数						
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
刑法犯	5	4	9	6	11	7	8
窃盗犯	4	2	5	3	5	5	5
住宅対象侵入盗	1	0	0	0	0	0	0
オートバイ盗	0	0	0	0	1	3	2
自転車盗	0	0	1	0	0	0	0
車上ねらい	0	0	1	0	0	0	0
万引き	0	1	0	0	1	0	0
声掛け・つきまとい等事案	0	0	0	3	2	0	0

(鹿児島県警察ホームページ(市町村別の犯罪発生実態)より)

第3章 重点課題・成果指標

1 重点課題

本町における再犯防止を取り巻く状況等を勘案して、重点的に取り組む課題を次のとおり設定することとする。

- (1) 就労・住居の確保等
- (2) 地域による包摂の推進
- (3) 再犯防止に向けた基盤の整備等

2 成果指標

(1) 就労・住居の確保等

成果指標	現状	目標	備考
協力雇用主の数	1 事業主	5 事業主	

(2) 地域における包摂の推進

成果指標	現状	目標	備考
与論町再犯防止推進協議会の開催回数	—	年 1 回以上	

(3) 再犯防止に向けた基盤の整備等

成果指標	現状	目標	備考
再犯防止に関する広報・啓発活動	年 1 回	年 1 回以上	毎年 7 月は再犯防止啓発月間

第 4 章 取組内容

1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

(1) 就労の確保等

① 現状認識と課題等

不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、政府においては、これまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等に取り組んできています。

さらに、一次計画策定後は、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等にも努めてきています。

その結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、矯正施設在所中から支援を受けて就職した者の数や犯罪をした者等を実際に雇用している協力雇用主（犯罪をした者等の自立又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主のことで、令和 4 年 10 月 1 日の現在で 25,202 社が登録されています。）の数が一次計画前に比べて増加するなど、就労の確保に向けた政府の取組は、着実に成果を上げてきています。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者も少なくないことなどの課題があるほか、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もあります。

これらの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要があるとしています。

② 具体的な取組

ア 就職や職場定着に向けた相談・支援等の充実

取組	内容	担当課
1 就職相談窓口の設置	犯罪をした者等の就職相談窓口を設置し、ハローワーク、役場関係部署、協力雇用主、保護司等と連携して、本人の希望や適性等に応じた職業相談、職業紹介、事業所見学、職場体験等を実施するなど、きめ細かな支援を行います。	・町民生活課 (総合窓口) ・各職業の関係部署
2 就労支援事業の普及啓発	再犯防止推進の趣旨に賛同する事業者へ、法務省が推進する協力雇用主制度や受刑者等採用相談窓口「コレワーク(矯正就労支援情報センター室)」を紹介します。	町民生活課
3 職場定着支援	法務省の更生保護就労支援事業の活用や、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等と連携して、就職した支援対象者や雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行います。	町民生活課

イ 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓及びその活動に対する支援の充実

取組	内容	担当課
1 多様な業種の協力雇用主の確保	犯罪をした者等がそれぞれの適性に応じた業種等に就職できるよう支援するため、協力雇用主募集のパンフレットの配布、募集ポスターの掲示、事業所への個別訪問、説明会の開催等を行うなど積極的な広報活動を行い、多様な業種の協力雇用主の確保に努めます。	町民生活課
2 協力雇用主の活動に対する支援	協力雇用主の相談窓口を設置し、法務省等が実施している刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度(矯正就労支援情報センター室(コレワーク)の雇用情報提供サービス、更生保護就労支援事業等)の紹介や、協力雇用主の不安や負担の軽減を図る各種制度(身元保証制度、刑務所出所者等就労奨励金支給制度等)等の	町民生活課

	紹介を行います。	
3 協力雇用主に対する 栄典	町独自に、更生保護に寄与した功績により、協力雇用主の表彰を行います。	総務企画課

ウ 町による犯罪をした者等の雇用

取組	内容	担当課
犯罪をした者等の雇用	各部署における業務の特性や実情も勘案し、犯罪をした者等の雇用に努めます。 （現に、地方公務員法に抵触しない保護観察対象少年を臨時職員として一定期間雇用している地方公共団体があり、国においても、法務省本省や少年鑑別所などで雇用している実績があります。 なお、地方公務員法では、職員となるための欠格条項が定められており、仮釈放期間や執行猶予期間にある成人を雇用することはできません。）	総務企画課

エ 関係機関等との連携強化

取組	内容	担当課
関係機関等との連携強化	犯罪をした者等に対する就労支援を、切れ目のない継続的なものとするために、地域の関係機関や団体、刑事司法関係機関等との連携を密にします。 また、矯正施設の見学などの機会を設けることも検討します。	町民生活課

(2) 住居の確保等

① 現状認識と課題等

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べ約2倍も高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。

政府においては、これまで、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。また、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、住居支援法人との連携方策についても検討を進

めてきています。

その結果、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者数の減少（平成 28 年に比べて令和 3 年は 4 割減少）や満期釈放者の 2 年以内再入者数の減少（平成 28 年出所者に比べて令和 2 年出所者は 3 割減少）など、住居の確保に向けた政府の取組は、一定の成果を上げてきています。

しかしながら、依然として、満期釈放者のうち約 4 割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題もあります。

これらの課題に対応するため、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の更なる強化、地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実、更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大等の取組を進めていく必要があるとしています。

② 具体的な取組

ア 公営住宅への入居の促進

取組	内容	担当課
入居における特別な配慮	保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難にしている要件の緩和や、優先入居の対象者とするなど、特別な配慮を行います。	建設課

イ 賃貸住宅への入居の促進

取組	内容	担当課
賃貸住宅への入居の促進	新たな住宅セーフティーネット制度の活用等により、保護観察対象者等の賃貸住宅への入居の促進に取り組みます。	町民生活課

ウ 住居支援

取組	内容	担当課
居住支援	入居後の住居支援を保護司や関係団体等と連携して取り組みます。	町民生活課

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 高齢者又は障害者等への支援等

① 現状認識と課題等

高齢者の 2 年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかになっています。

政府においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景

として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図ってきました。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等を実施してきています。

また、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、法務省と厚生労働省による検討会の結果を踏まえ、令和3年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組を開始しています。

その結果、矯正施設から出所する者が年々減少する中であって、特別調整（受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携）の対象者数や地域生活定着支援センターによる支援の実施件数が増加するなど、福祉的支援に向けた取組は着実に実績を積み重ねてきています。

しかしながら、高齢者や知的障害者、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を更に進める必要があるとしています。

② 具体的な取組

ア 保健医療・福祉サービスの提供

取組	内容	担当課
1 高齢者への支援	加齢に伴う種々の機能低下が想定されるため、高齢者本人やその家族等を対象とした相談を実施し、必要に応じて専門的相談機関の協力を得るなどして、本人や生活環境等についてのアセスメントを行い、必要な支援につなげます。	健康長寿課
2 障害者への支援	障害のある犯罪をした者等に関する理解促進や関係機関等との情報共有を図りながら、本人のニーズに応じたサービスを提供します。	健康長寿課
3 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続きの円滑化	障害福祉サービス等については、出所後の障害福祉サービス等が円滑に利用できるよう矯正施設在所中の者に対し、	健康長寿課

	認定調査員が矯正施設を訪問するなどして障害支援区分の認定を行い、障害福祉サービス等の支給決定を行うなど、保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続きの円滑化に努めます。	
--	---	--

イ 関係機関等との連携の強化

取組	内容	担当課
関係機関等との連携の強化	犯罪をした者等に対し保健医療・福祉サービスを円滑に提供するためには、町と刑事司法関係機関、社会福祉施設を始めとした地域の関係機関・団体が緊密に連携することが重要であり、関係機関等が緊密な連携を図るために、お互いの業務や提供可能なサービス等の内容に関する情報共有を図ります。	町民生活課

ウ 他の行政計画策定（改定）時の対応

取組	内容	担当課
他の行政計画策定（改定）時の対応	高齢者や障害者への支援は、関連する他の行政計画において具体的に記載されていますが、これらの支援は、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供され得るものであり、犯罪をした者等が制度の狭間に陥ることなく確実に支援につながるよう、他の行政計画においても、再犯防止の観点から犯罪をした者等に対する支援が盛り込まれるよう努めます。	各行政計画担当課

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等

① 現状認識と課題等

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、政府においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援を進めてきています。

また、薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰で

もなり得る病気であり、回復可能であることについての普及啓発、薬物依存の問題を抱える者が相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の充実、医療従事者等の育成等を進めてきています。さらに、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムを実施してきています。

その結果、覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、平成27年出所者が19.2%であったところ、令和2年出所者は15.5%まで減少するなど、薬物事犯者に対する再犯の防止等に関する施策は、一定の成果を上げてきています。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とはいえない状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けたものの割合は低調に推移しています。また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなど課題もあります。

これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、息の長い支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要があります。さらに、増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要があります。また、薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要があるとしています。

② 具体的な取組

ア 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

取組	内容	担当課
1 適切な相談支援	薬物事犯者を支援する関係者が、薬物依存からの回復について正しい知識を持ち、適切な相談支援を実施します。	健康長寿課
2 適切な関係機関や団体の紹介	電話や面接による相談対応を通じ、専門的な医療機関や福祉サービス、自助グループ等の民間支援団体の活動などへつなぎます。	健康長寿課
3 治療や支援を受けやすい環境づくり	薬物事犯者が薬物依存症に関する治療や支援を受けやすい環境づくりに努めます。	健康長寿課

イ 関係機関等との連携

取組	内容	担当課
----	----	-----

関係機関等との連携	関係機関や団体が緊密に連携し、個別のケースについて適切に相談し、かつ迅速に対応できる体制を構築します。	健康長寿課
-----------	---	-------

ウ 薬物事犯者の家族に対する支援

取組	内容	担当課
薬物事犯者の家族に対する支援	家族が薬物事犯者本人との関係に疲弊していることが少なくないことから、家族を対象とした相談会の開催や、薬物依存症に対する正しい知識と理解を深めるための研修会等を開催します。	健康長寿課

エ 民間団体への支援

取組	内容	担当課
民間団体への支援	薬物依存症に関する問題に取り組む自助グループ等民間団体の活動を支援します。	健康長寿課

オ 薬物依存に関する適切な広報・啓発

取組	内容	担当課
薬物依存に関する適切な広報・啓発	薬物事犯者本人やその家族が、薬物依存に関する先入観や偏見により地域から排除されることなく、安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民に広げるよう広報・啓発を行います。	健康長寿課

3 学校と連携した修学支援の実施等のための取組

(1) 現状認識と課題等

我が国の高等学校への進学率は、98.8%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあります。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められていることが多い実情にあることを鑑み、政府においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援を実施してきました。また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在

院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会（Big Brothers and Sisters：非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきています。

その結果、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の全科目合格者率が増加するなど、修学支援のための取組は、一定の成果を上げてきています。

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もあります。

これらの課題に対応するため、引き続き、矯正施設において、民間のノウハウやICTの活用などにより教科指導の充実を図るとともに、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があるとしています。また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があるとしています。

(2) 具体的な取組

① 児童生徒の非行の未然防止等

取組	内容	担当課
児童生徒の非行の未然防止等	非行を未然に防止するため、学校をはじめとした地域の様々な関係機関や団体と連携し、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じた取組を行います。	教育委員会

② 学校と連携した立ち直り支援

取組	内容	担当課
学校と連携した立ち直り支援	非行のある少年の立ち直りを支援するため、本人を取り巻く様々な関係者が連携し、本人のニーズに応じた一貫した支援・指導等を行います。	教育委員会

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

取組	内容	担当課
学校や地域社会において再び学ぶための支援	非行等により通学や進学を中断した少年に対しては、本人の意向を踏まえ、学校等と刑事司法関係機関が連携して修学を支援します。	教育委員会

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

(1) 現状認識と課題等

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯を防止するためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、政府においては、これまで、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメント（見立て）ツール（Gツール）や保護観察所におけるアセスメントツール（CFP）を開発するなど、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきています。また、特定少年（犯罪行為をした18歳及び19歳の者）を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策を進めてきています。

しかしながら、矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続きを離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を進める必要があるとしています。

(2) 具体的な取組

① 少年・若年者に対する支援等

取組	内容	担当課
少年・若年者に対する支援等	犯罪をした者等のうち、少年や若年者などについては、可塑性に富むことや、必ずしも就労自立が目標とならないことを踏まえ、地域の関係機関やボランティア団体などが連携した様々な教育的な働き掛けを行います。	教育委員会

② 女性の抱える困難に応じた支援等

取組	内容	担当課
女性の抱える困難に応じた支援等	犯罪や非行をした女性については、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合があるほか、育児等について悩みを抱え込んでいる場合や、夫などから	健康長寿課

	のDVの被害にあっている場合があります、こうした困難が犯罪や非行の背景にあることも少なくないため、地域の関係機関等が連携し、女性が抱える困難にも留意しつつ、社会復帰を支援します。	
--	---	--

③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

取組	内容	担当課
発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等	犯罪や非行をした者等の中には、その犯罪や非行の背景として、発達上の課題がある場合があります、また、そうした課題を抱えながらこれまでの生育歴において適切な支援につながっていなかったり、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくないため、地域の関係機関等が連携して、発達上の課題を踏まえて支援を行います。	健康長寿課

5 民間協力者の活動の促進等のための取組

(1) 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われています。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会（非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、都道府県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動

を行っています。

こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間活動者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があります。また、民間協力者が、「息の長い」支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があるとしています。

(2) 具体的な取組

① 民間ボランティアの確保

保護司をはじめとする民間ボランティアの活動やその意義について地域住民の理解が促進されるよう、民間ボランティア活動の周知や広報を積極的に行い、その活動を支援したい又は自らその活動に従事したいという機運が地域で高まるよう努めます。

取組	内容	担当課
民間ボランティアの活動に関する広報の充実	ボランティア活動への協力や理解を促進するため、啓発資料の作成・配布等を通じてボランティア活動に関する広報を行います。	町民生活課

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

再犯防止に関する民間ボランティア活動の多くは、一般からの寄附や公費による実費の一部弁償等によって成り立っていることから、地域の安心・安全に寄与するこれらの活動が円滑に実施されるよう物心両面で支援します。

取組	内容	担当課
面接場所の確保	保護司と保護観察対象者等との面接場所を確保します。	町民生活課
事務所の確保	保護司の活動拠点となる事務所の確保に努めます。	町民生活課

③ 民間協力者に対する表彰

取組	内容	担当課
町からの民間協力者に対する功労者表彰の実施	保護司をはじめとした民間ボランティア活動の社会的意義について広く地域住民の理解を求める方法の一つとして、功績が顕著な個人・団体を適切に顕彰することが考えられます。国においてもこれらの方の顕彰を行っています。町としても功労者表彰を行います。	町民生活課

6 地域による包摂を推進するための取組

(1) 現状認識と課題等

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティーネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供される各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められます。そのため、政府においては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方について調査することを目的として、一部の地方公共団体と連携し、「地域再犯防止推進モデル事業」を実施するとともに、その成果等をその他の地方公共団体に共有するための協議会等を開催するなどしてきました。こうした国の取組に呼応し、地方公共団体においても、地方再犯防止推進計画の策定が進められており、「地域による包摂」に向けた取組には、一定の進展が見られます。

しかしながら、再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割は必ずしも明確とは言い難い面があったこともあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国においては、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること、支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があることなどの課題も見えてきています。

(2) 国と地方公共団体の役割

① 国と地方公共団体の役割分担に基づく再犯の防止等に向けた取組の推進

ア 国の役割

各機関の所管又は権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進します。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行います。

イ 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワー

クの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努めます。

ウ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めます。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

(3) 具体的な取組

① 再犯防止を推進するための協議会等の設置

取組	内容	担当課
与論町再犯防止推進協議会の設置	国と地方公共団体、そして地域の民間団体がこれまで以上に連携を強化し、地域社会の安全・安心を共に担うパートナーとして協働して再犯の防止等に関する施策を進めていくことが重要であるため、関係機関や地域の民間団体が、定期的に当面する課題や対応についての情報を共有したり、協議する機会を持つことが効果的であるため、与論町再犯防止推進協議会を設置します。	町民生活課
与論町再犯防止個別検討会議の設置	再犯防止に係る個別事案について、庁内関係部署等が速やかに集まり情報共有及び支援策等の検討を行うため、与論町再犯防止個別検討会議を設置します。	町民生活課

② 地域の関係機関・団体に対する情報提供等

取組	内容	担当課
地域の関係機関・団体に対する情報提供	保健医療・福祉サービスを含め、町が実施している支援や既存の制度について、地域の関係機関・団体に対して、情報の提供に努めます。	町民生活課

7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

(1) 現状認識と課題等

前記6までに掲げられた再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、その基盤となる人物・物的体制の整備、施策の実施状況や効果の検証による施策の不断の見直し、効果的な広報・啓発活動の実施等が必要です。

政府においては、これまで、新たな官職の設置や専門スタッフの増配置、矯正施設を始めとする関係施設の整備、刑事情報連携データベースの開発運用等の体制整備を行うとともに、「再犯防止啓発月間」や「“社会を明るくする運動”強化月間」等を中心とした広報・啓発活動などに取り組んできています。

しかしながら、いまだに課題は多く、再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を更に進める必要があるとしています。

(2) 具体的な取組

① 再犯防止施策の効果検証

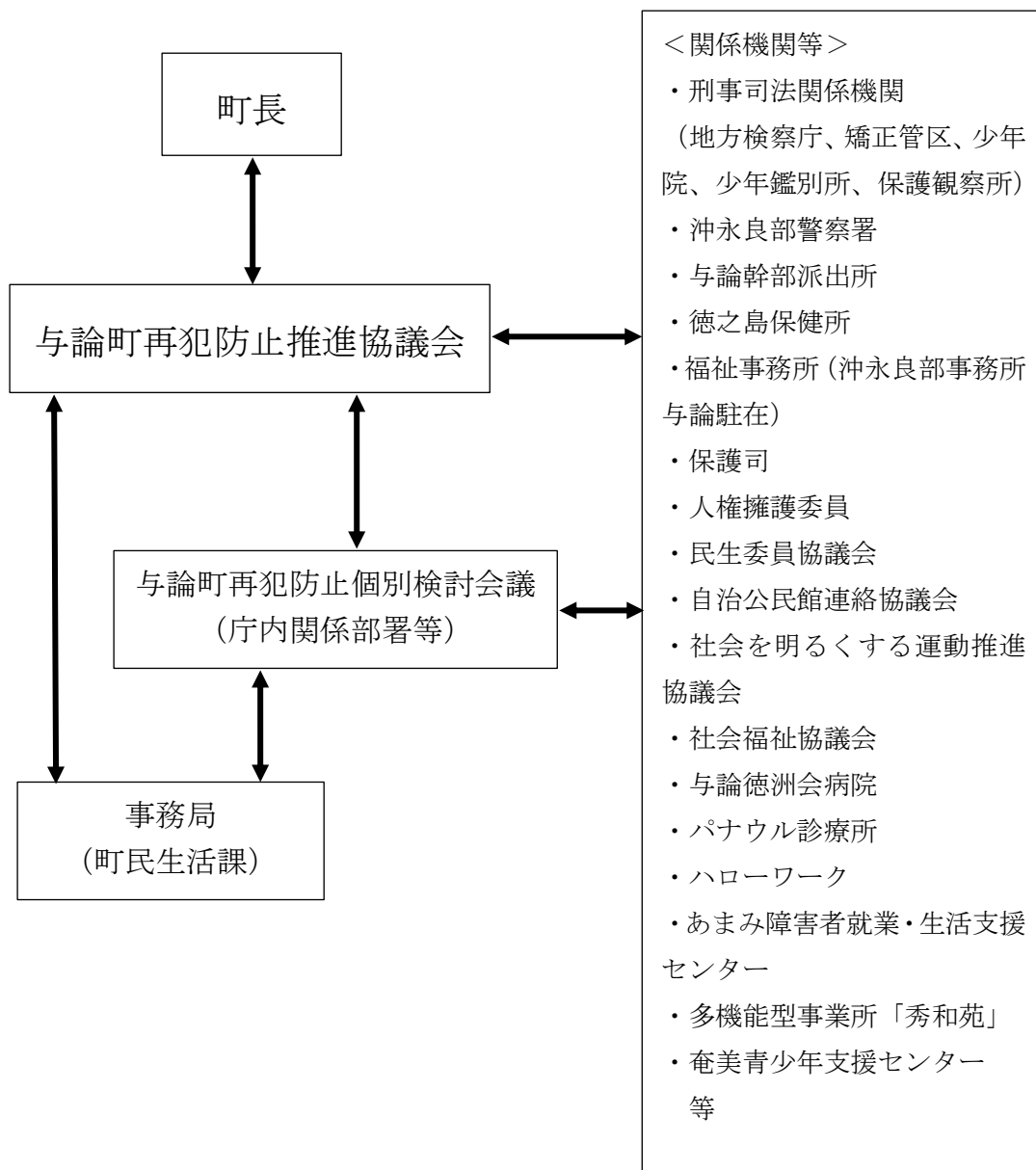
取組	内容	担当課
再犯防止施策の効果検証	地方公共団体が、再犯防止施策の効果検証を行うに当たっては、国から関連する統計情報の提供を受ける必要があります。これら関連統計情報も活用しながら、取組の効果検証を行います。	町民生活課

② 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

取組	内容	担当課
再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	これまで地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、あるいは犯罪をした者等の社会復帰支援の重要性について理解を促進するためには、刑事司法関係機関だけでなく、地方公共団体と地域の関係団体が主体となり、地域住民を巻き込んで広報・啓発を実施することが効果的です。毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間であると同時に「再犯防止啓発月間」でもありますので、これに合わせ、それぞれの趣旨を踏まえたイベントを同時に実施するなど、効果的な広報・啓発活動に取り組みます。	町民生活課

第5章 推進体制

1 推進体制図



2 与論町再犯防止推進協議会設置要綱（案）

与論町再犯防止推進協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき策定した与論町再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を推進するため、与論町再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）再犯防止推進計画の推進に関すること
- （2）再犯防止推進計画の見直しに関すること
- （3）その他、再犯防止推進に関して必要な事項に関すること

（組織）

第3条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会員は別表の再犯防止に係る関係機関及び団体等を代表する者をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、会員の中から互選により選出する。

（報償等）

第4条 協議会の会員には、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第1号）に準じ、報償を支給する。

（会長及び副会長）

第5条 会長は協議会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、会員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、町民生活課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表

与論町再犯防止推進協議会会員名簿（案）

	役 職	氏 名	備 考
1	副町長		
2	教育長		
3	自治公民館連絡協議会会長		
4	社会福祉協議会会長		
5	民生委員・児童委員協議会会長		
6	保護司代表		
7	人権擁護委員代表		
8	沖永良部警察署与論幹部派出所所長		
9	地域安全モニター代表		
10	少年補導員		
11	薬物乱用防止指導員		
12	総務企画課長		
13	健康長寿課長		
14	地域包括支援センター所長		
15	保健センター所長		
16	建設課長		
17	産業課長		
18	商工観光課長		
19	教育委員会事務局長		

<事務局>

	役 職	氏 名	備 考
1	町民生活課長		
2	町民生活課（再犯防止担当）		

3 与論町再犯防止個別検討会議設置要綱（案）

与論町再犯防止個別検討会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 与論町再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）に基づき、個別事案に対する支援策等を検討するため、与論町再犯防止個別検討会議（以下「個別検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 個別検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 個別事案に対する支援策に関すること
- (2) 個別事案に係る関係機関等との連携に関すること
- (3) その他、再犯防止推進に関して必要な事項に関すること

（組織）

第3条 個別検討会議は、副町長、教育長及び次に掲げる職員等をもって組織する。

- (1) 総務企画課長
- (2) 町民生活課長
- (3) 健康長寿課長
- (4) 建設課長
- (5) その他関係職員等

（会長及び副会長）

第4条 個別検討会議の会長は副町長が務め、副会長は教育長が務める。

2 会長は個別検討会議を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 個別検討会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 個別検討会議の議長は会長をもって充てる。

3 会長は必要があると認めるときは、職員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

（報酬等）

第6条 個別検討会議の職員等には、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第1号）に準じ、報償を支給する。

（事務局）

第7条 個別検討会議の事務局は、町民生活課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、個別検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表

与論町再犯防止個別検討会議名簿（案）

	役 職	氏 名	備 考
1	副町長		
2	教育長		
3	総務企画課長		
4	健康長寿課長		
5	建設課長		
6	その他関係職員等		

<事務局>

	役 職	氏 名	備 考
1	町民生活課長		
2	町民生活課（再犯防止担当）		

＜ 資 料 編 ＞

1 与論町再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

与論町再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）の規定に基づき与論町再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、与論町再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 再犯防止の推進の基本的方針等に関すること
- (2) 再犯防止の推進に関する取組内容等に関すること
- (3) その他、推進計画策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は別表の再犯防止に係る関係機関及び団体等を代表する者をもって充てる。

3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

(報償等)

第4条 委員会の委員には、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第1号）に準じ、報償を支給する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は委員長をもって充てる。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱日から令和6年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表

与論町再犯防止推進計画策定委員会委員名簿

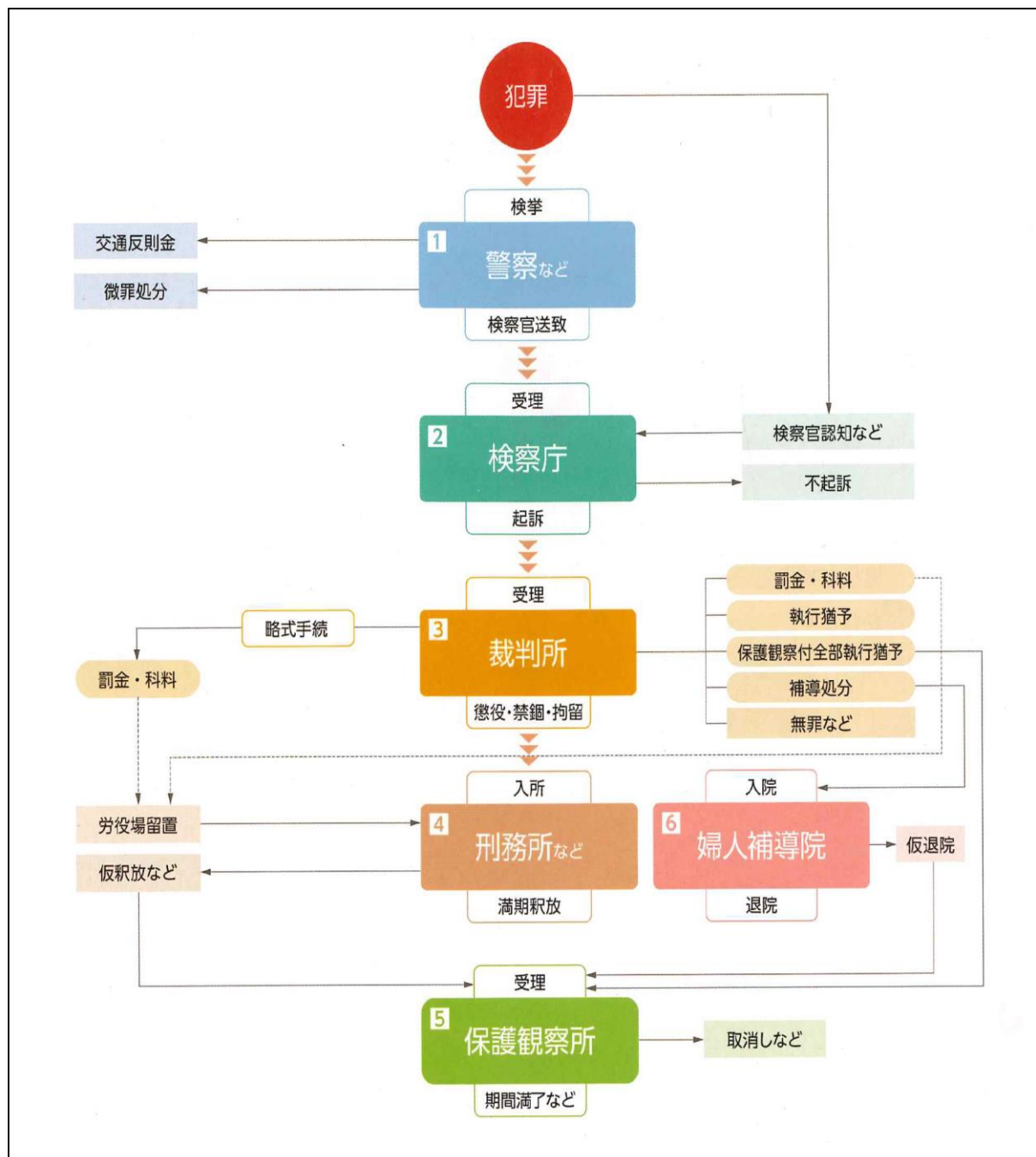
(令和6年2月15日現在)

	役 職	氏 名	備 考
1	副町長	山下 哲博	会長
2	教育長	中山 義和	副会長
3	自治公民館連絡協議会会長	牧 房男	
4	社会福祉協議会会長	町岡 光弘	
5	民生委員・児童委員協議会会長	竹下 美津子	
6	保護司代表	大田 英勝	
7	人権擁護委員代表	松山 陽右	
8	沖永良部警察署与論幹部派出所所長	田原 徹晴	
9	地域安全モニター代表	野本 勝彦	
10	薬物乱用防止指導員	沖 英恵	
11	総務企画課長	町本 和義	
12	健康長寿課長	林 末美	
13	地域包括支援センター所長	坂元 守	
14	保健センター所長	麓 由理子	
15	建設課長	裾分 望嗣	
16	産業課長	堀田 哲也	
17	商工観光課長	松村 靖志	
18	教育委員会事務局長	川上 嘉久	

<事務局>

	役 職	氏 名	備 考
1	町民生活課長	龍野 勝志	
2	町民生活課 主事	益田 愛	

2 成人による刑事事件の流れ



① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤ 保護観察所

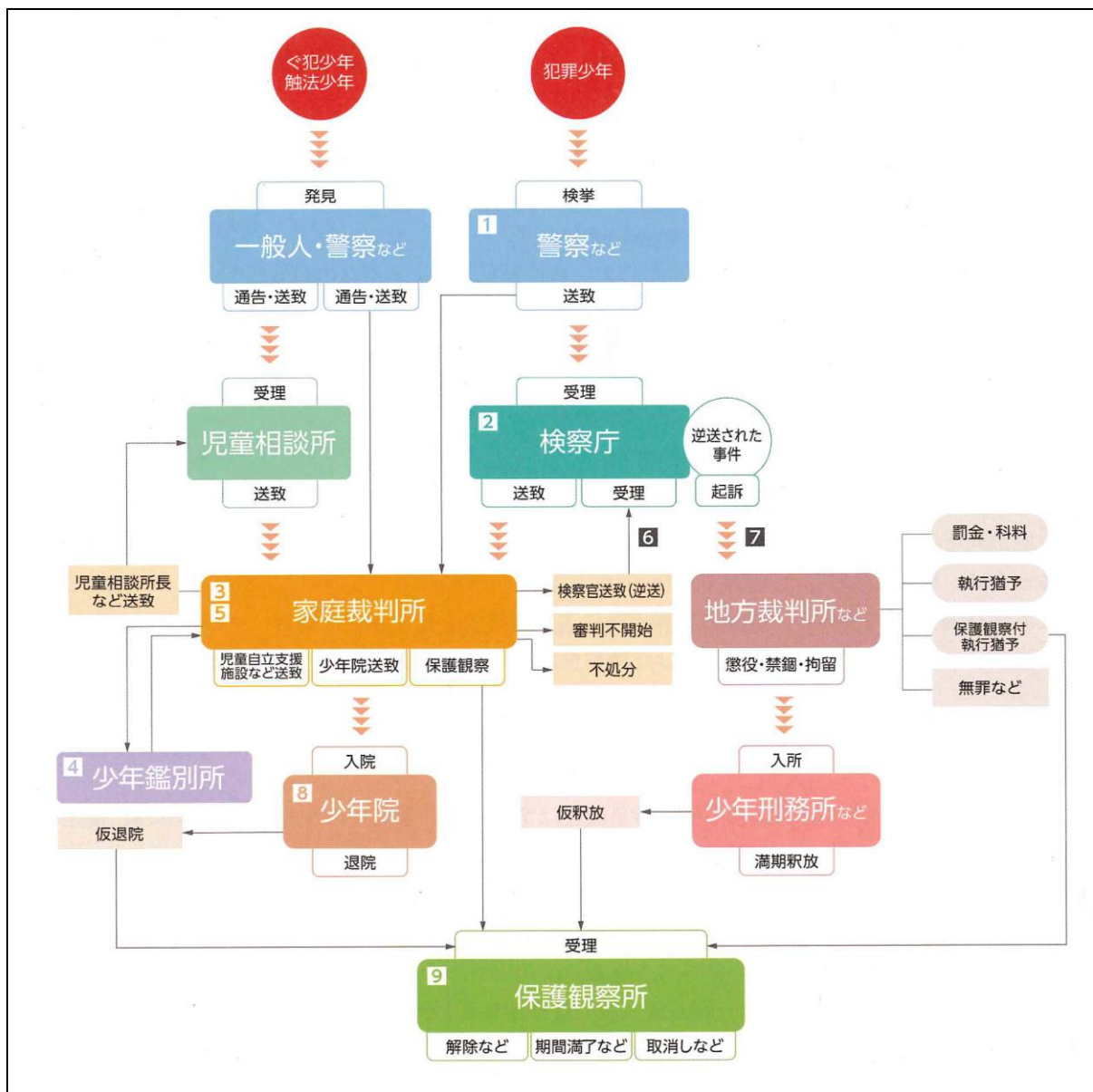
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間ボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

⑥ 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

3 非行少年に関する手続の流れ



① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があつて、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべく事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するために必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分には付する必要がないと認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分に付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥⑦ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意に犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院から仮退院が許された場合などにおいて、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

4 用語の説明

用 語	説 明
あ行	
新たな住宅セーフティーネット制度の活用	一次計画に引き続き二次計画においても、「法務省は、住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努める」とともに、「その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める」とされています。 また、国土交通省の省令（平成 29 年省令第 63 号）において、住宅確保要配慮者の類型の一つとして保護観察対象者及び更生緊急保護（刑事施設を満期で出所した者など、刑事手続等による身体拘束を解かれた後、原則 6 月以内の者に対し、本人の意思に基づき、保護観察所が再犯防止のための指導や支援等を行うもの）対象者が含まれています。 その上で、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律においては、住宅確保要配慮者の入居促進を図るため、住宅確保要配慮者や賃貸人に住宅情報の提供等の支援を行う居住支援法人を都道府県が指定できることや、民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して居住支援協議会を設立できることが定められています。地方公共団体には、これら新たな住宅セーフティーネット制度の活用による、保護観察対象者等の賃貸住宅への入居の促進が期待されています。
入口支援	一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいいます。
か行	
帰住先	帰住先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指します。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがあります。
起訴猶予	容疑者が犯罪をしたことは明らかであるけれど、起訴して裁判を受けさせるまでの必要はないと検察官が判断した場合に、不起訴処分とすることをいいます。

用 語	説 明
	起訴猶予のほかには、「嫌疑なし」や「嫌疑不十分」などとして不起訴となることもあります。
矯正管区	法務省の地方機関の一つ。拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院などの施設を矯正事務全般にわたって指揮、監督する機関。東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の八カ所に置かれています。
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいいます。
協力雇用主	保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいいます。
刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所をいいます。
刑事司法関係機関	地方検察庁、矯正管区、刑務所、少年院、少年鑑別所及び保護観察所をいいます。
刑事司法手続	犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定めることを刑事手続といい、これは大きく「捜査」、「起訴」、「公判」の三つの段階に分かれます。 ただし、犯人が成人と少年の場合では、これらの手続きが異なります。 犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を検査といいます。
刑務所出所者等就労奨励金支給制度	保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、保護観察所の依頼を受け、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導・助言を行った協力雇用主に対して、最長 1 年間、奨励金を支給する制度。
刑法犯	刑法犯は、凶悪犯や粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯のことをいいます。これは、殺人や強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪を意味し、また刑法犯全体から交通関係業過（交通事故によって人を死傷させた過失犯）を除いたものを「一般刑法犯」、刑法犯以外の犯罪を「特別法犯」といいます。
検察庁と警察の違い	警察は刑事事件の第一次的な捜査を行い、検察庁は起訴・不起訴を決定するための捜査を行います。
公共職業安定所	厚生労働省設置法第 23 条「国民に安定した雇用機会を確保すること」に基づき国が設置する行政機関。略称は職安、愛称はハローワーク。人材を探している企業に対して、仕事を探している求職者を紹介することが主な業務。

用 語	説 明
更生緊急保護	更生保護法に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付された全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるものです。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内において行うことができます。なお、2022年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法においては、更生緊急保護の対象者に、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認めたものが追加されました。また、更生緊急保護を行うことができる期間について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6月の範囲内という原則的な期間に加えて、更生緊急保護の措置のうち金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に6月、その他のものについては更に1年6月を超えない範囲内において行うことができることとされました。さらに、矯正施設収容中の段階から更生緊急保護の申出を行うことができることとされました。
更生支援計画	弁護士が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉の支援策等について取りまとめた書面。
更生保護官署	更生保護官署は保護観察、仮釈放、更生緊急保護、犯罪予防活動などを行っています。
更生保護施設	更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行う施設です。 2022年4月現在、全国に103の施設（R5.3.31現在）があります。 指定更生保護施設や薬物処遇重点実施更生保護施設もあります。 更生保護法人等の地域の民間団体により運営されています。
更生保護就労支援事業	就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うなど、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業。
更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更

用 語	説 明
	生に協力する女性ボランティア団体であり、2022 年 4 月現在の会員数は 13 万 3,395 人です。
コレワーク	法務省は、全国 8 矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡）に矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置し、各矯正管区が所管する地域の雇用情勢等に応じた、よりきめ細かな支援体制等の充実を図っています。
さ 行	
在宅確保要配慮者	低所得者、被災者、障害者及び子育て世帯等をいいます。
自助グループ	同じ問題を抱える仲間同士が集まり、お互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われています。具体的には、薬物依存症者の回復を支援する N A (Narcotics Anonymous)、アルコール依存者の回復を支援する A A (Alcoholics Anonymous)、ギャンブル等依存者等の回復を支援する G A (Gamblers Anonymous) などがあります。
児童養護施設	保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長と自立を支援する児童福祉法に基づく施設。
少年院と少年鑑別所の違い	少年院は、家庭裁判所での最終的な審判の結果、少年が行くところであって、少年鑑別所とは異なります。 少年鑑別所は、家庭裁判所における審判を行うために、少年を観察する場所であり、少年は最終的な審判の前に行くことになります。
少年補導員	街頭補導活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事しています。
自立準備ホーム	「緊急的住宅確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼びます。2022 年 4 月現在の登録事業者数は 473 事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が 154 事業者、会社法人が 125 事業者、宗教法人が 43 事業者、その他が 151 事業者となっており、多様な法人・団体が登録されています。
住居支援法人	住居支援法人とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するものです。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者及

用 語	説 明
	び保護観察対象者等をいいます。
た行	
立ち直り応援基金	民間資金を活用する方策の一つとして、犯罪や非行からの立ち直り支援に賛同する個人・企業・団体等から、インターネット等を通じて広く寄附を集め、集められた寄附金を、全国で行われている草の根の立ち直り支援活動に助成する仕組みであり、法務省がその広報を担っています。
ダルク	Drug Addiction Rehabilitation Center の略称。薬物依存症者の回復を支援する民間のリハビリ施設。
地域生活定着支援センター	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。 設置者は都道府県。鹿児島県は公益社団法人鹿児島県社会福祉会が鹿児島県から業務委託を受け、平成 22 年 8 月より業務を開始。
地域若者サポートステーション (鹿児島市、霧島市、奄美市)	地域若者サポートステーション（愛称：「サポステ」）では、働くことに悩み・課題を抱えている 15～49 歳まで方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関です。全ての都道府県に設置しています。 鹿児島市：鹿児島県地域若者サポートステーション 霧島市：（常設サテライト）霧島・大隅地域常設サテライト 奄美市：（常設サテライト）あまみ若者サポートステーション
特定少年	少年法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 47 号）において、18 歳及び 19 歳の者を、特定少年として他の少年と別に扱う特例が設けられました。 特定少年の場合、「原則逆送」される事件が拡大されます。 原則逆送とは家裁への送致後、原則的に検察官へ送致される事件をいいます。少年が犯罪行為をしたときには、基本的に家庭裁判所へ送致されて審判を受けます。検察官のもとへ送致されて刑事裁判を受けることはありません。 しかし、重大犯罪の場合には、少年犯罪であっても検察官へ送致されて刑事事件によって裁かれます。それが「逆送」です。
特別調整	法務省及び厚生労働省は、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福

用 語	説 明
	祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施しています。
は行	
犯罪をした者等	犯罪や非行をした者
被疑者	被疑者とは、捜査機関に犯罪の嫌疑をかけられており、かつ公訴を提起されていない者。 容疑者とはほぼ同じ意味ですが、被疑者は法令用語として、容疑者は犯罪報道や小説を含めた一般的な用語として使用されることが多い。
B B S 会	Big Brother and Sisters の略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、2022 年 1 月現在の会員数は 4,400 人です。
保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っています。保護司の定数は、保護司法により 52,500 人を超えないものと定められています。
保護観察所 (鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所有り)	地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っています。 保護観察の期間は、原則として「少年が 20 歳に達するまで」ですが、20 歳に達するまでの期間が 2 年に満たない場合は 2 年にわたって保護観察を受けるのを原則としています。
保護観察処分	罪を犯した少年について、一定の順守事項を守ることを条件に社会生活のなかで更生を目指す処分。 少年院などの施設入所と比べれば軽い処分だといえますが、定期的な保護司との面接や無断転居の禁止など、不自由な生活を強いられるという厳しい面があることも無視してはいけません。
ま行	
身元保証制度	就職時の身元保証人を確保できない刑務所出所者等について、民間事業者が 1 年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度です。

5 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

平成二十八年法律第百四号

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策

第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）

第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。
(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。